

環境基準達成率（大気汚染・水質汚濁）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

【何を測る指標か】

安心して生活できる環境の状態を測る指標

【定義・算出式】

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るうえで維持されることが望ましい基準である。この指標は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標である。

- ・大気については、大気汚染測定局数のうち、環境基準(二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の達成局数の割合
- ・水質については、環境基準の類型当てはめをしている水域のうち、環境基準(河川についてはBOD(生物化学的酸素要求量)、海域・湖沼についてはCOD(化学的酸素要求量))を達成している公共用水域の割合

【出典】

北海道環境生活部「北海道の大気環境」、毎年調査、概ね翌々年6月公表
北海道環境生活部「公共用水域の水質測定結果」、毎年調査、概ね翌年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

- 大気 平成25年度(2013年度) 100%
- 水質 平成26年度(2014年度) 91.6%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

- ・大気については、現在も良好な環境を維持していますが、今後も継続して全ての測定局で環境基準を達成することを目標としている。
- ・水質については、水域ごとに設定した環境基準を、測定したすべての環境基準点で達成することを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

- 大気 令和元年度(2019年度) 100%
- 水質 令和元年度(2019年度) 90.8%

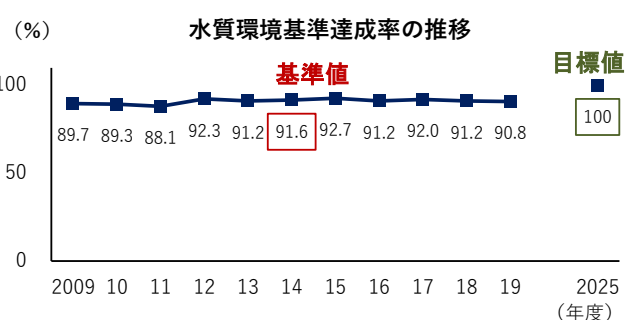
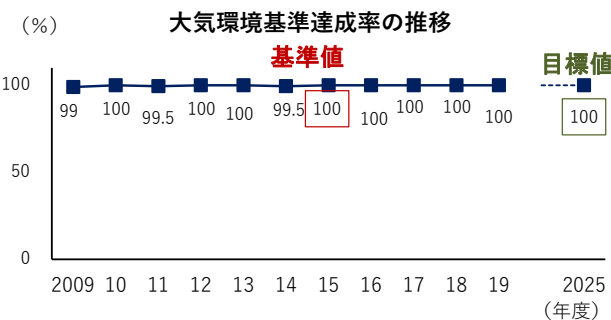
<達成度合の分析>

[大気]二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準は、全測定局で達成されている。

[水質]類型指定している262水域中、238水域で環境基準を達成したものの、閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率は54.5%であり、R1目標値(95.4%)は未達成となったが、水質汚濁防止法に基づく立入検査・指導、生活排水処理施設の整備などにより、目標達成率は95.2%と高い水準を保っている。

●データ

年度	基準値											実績値	
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
大気環境基準	100.0	99.0	100.0	99.5	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100
水質環境基準	90.1	89.7	89.3	88.1	92.3	91.2	91.6	92.7	91.2	92.0	91.2	91.2	90.8



エゾシカ個体数指数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■人と自然・生き物が共生する社会づくり

【何を測る指標か】

人と自然・生き物が共生する社会づくりの状況を測る指標

【定義・算出式】

ライトセンサス結果や捕獲数などの様々なデータを統計処理して、毎年のエゾシカの生息動向を相対的に示した数値

- ・東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室各管内)は、基準年(平成5年度(1993年度))を100として、エゾシカの生息動向を示している。
- ・西部地域(空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷各管内)は、基準年(平成12年度(2000年))を100として、エゾシカの生息動向を示している。

【出典】

エゾシカ対策有識者会議による推計、毎年概ね7～8月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は、平成26年度(2014年度)の個体数指数の推定値

平成26年度(2014年度)
東部地域 144 西部地域 253

※毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴があるため、計画策定時点の個体数指数(基準値)とは一致しない。【計画策定時: 東部地域 102 西部地域 224】

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 東部地域 50～25 西部地域 150～75

<目標値設定の考え方>

人間社会との軋轢が軽減され、かつ共存を図ることのできる水準(持続的利用措置 東部地域: 50～25、西部地域: 150～75)への到達及び維持を目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の推定値

令和元年度(2019年度)
東部地域 128 西部地域 257

<達成度合の分析>

[東部地域] 目標に向けて着実に減少している。
[西部地域] 平成28年度(2016年度)から上昇に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。

●データ



※ 個体数指数は、研究者等から構成されるエゾシカ対策有識者会議で推計したもの。
毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴があるため、H26公表時の個体数指数(基準値)とは一致しない。

温室効果ガス排出量

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

【何を測る指標か】

地球温暖化防止対策の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計

【出典】

北海道環境生活部「北海道温室効果ガス排出量実態調査」、毎年調査、概ね調査年の3年後の11月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 7,250万t-CO₂

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 6,099万t-CO₂以下

【目標値設定の考え方】

「北海道地球温暖化対策推進計画における削減目標の改定」(平成26年(2014年)12月)において、現状の温室効果ガス排出量、人口、経済成長率などの将来推計、施策等の効果による削減見込量を算定し、令和2年度(2020年度)の目標値を6,099万t-CO₂と設定していることから、それ以下を目標値として設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成28年度(2016年度) 7,017万t-CO₂

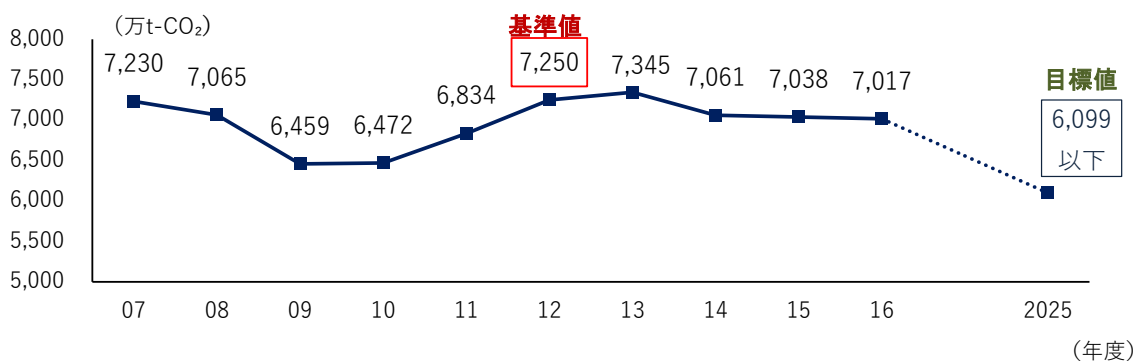
<達成度合の分析>

排出量は減少傾向にあるが、より効果的な施策の実施を検討する必要がある。

●データ

(単位: 万t-CO₂)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
温室効果ガス排出量	7,230	7,065	6,459	6,472	6,834	7,250	7,345	7,061	7,038	7,017
						基準値				実績値



循環型社会の形成状況（循環利用率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合
・循環利用量とは、廃棄物のうち循環利用される量であり、具体的には

- ①一般廃棄物の集団回収量
 - ②中間処理に伴う資源化量及び直接資源化量
 - ③産業廃棄物の有価物量及び再生利用量
 - ④未利用バイオマスの利活用仕向量(湿潤重量ベース)
- の合計

【出典】

北海道環境生活部調べ 5年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度) 14.5%

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 17.0%

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))を一層推進することにより、基準値より1.5ポイント向上させることをめざし、目標値を設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度(2017年度) 15.7%

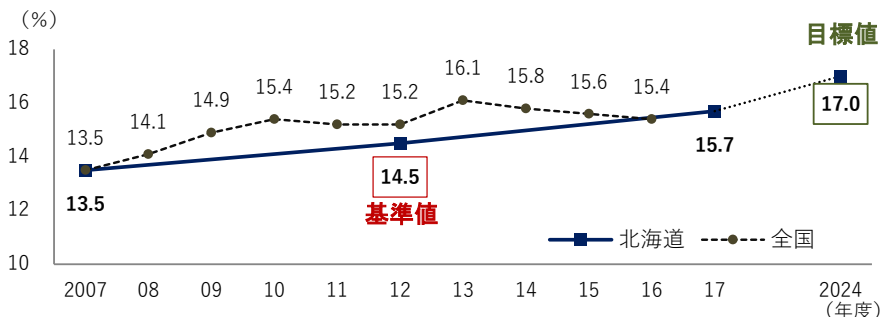
<達成度合の分析>

目標の達成に向けて順調に推移しているが、国では、平成30(2018)年6月に策定した「第4次循環型社会形成基本計画」において、令和7年度(2025年度)の全国の目標値を18%に設定しており、道も引き続き、循環利用率の更なる向上に向けた取組を進める必要がある。

●データ

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
北海道	13.5	—	—	—	—	14.5	—	—	—	—	15.7
全国	13.5	14.1	14.9	15.4	15.2	15.2	16.1	15.8	15.6	15.4	

基準値 実績値



循環型社会の形成状況（廃棄物の最終処分量）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計

【出典】

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」及び北海道「産業廃棄物処理状況調査」、毎年調査、概ね翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 112万t

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 82万t

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))の一層の推進などにより、平成24年度(2012年度)実績から約23%削減させることを目標として設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度(2017年度) 100万t

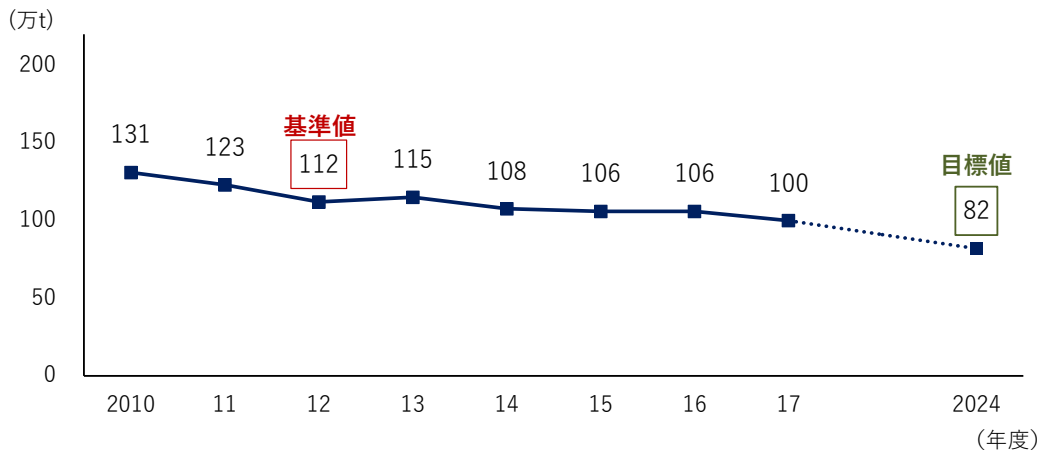
<達成度合の分析>

減少傾向にあり、概ね順調に推移している。引き続き、最終処分量削減に向けた取組を推進していく。

●データ

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
最終処分量	131	123	112	115	108	106	106	100

基準値 実績値



治安情勢（刑法犯認知件数）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察において発生を認知した刑法犯の数

・「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪のほか、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」等、刑法に関連する一定の特別法も含む。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 40,359件

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 前年実績以下

<目標値設定の考え方>

刑法犯認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることがをめざし、前年実績以下を目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 23,607件

<達成度合の分析>

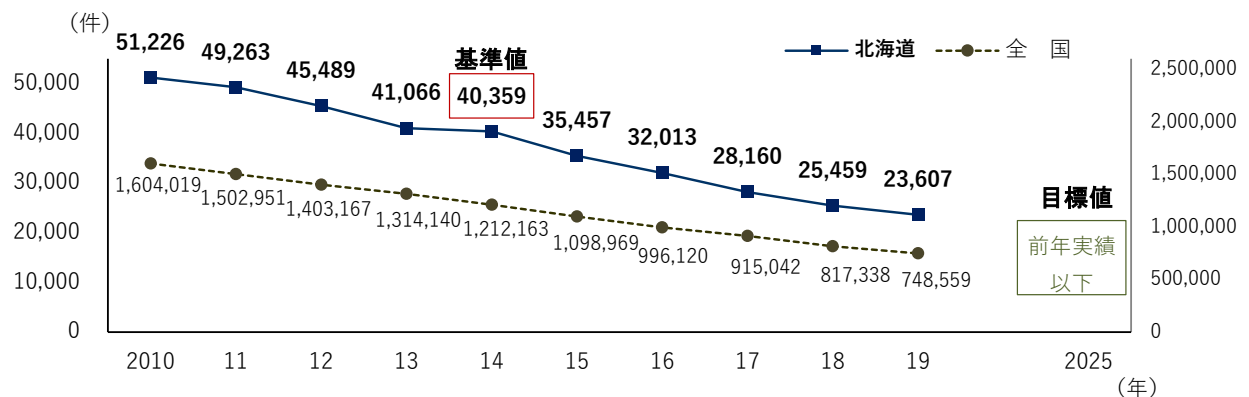
街頭活動の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられる。

●データ

刑法犯認知件数の推移

(単位: 件)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	51,226	49,263	45,489	41,066	40,359	35,457	32,013	28,160	25,459	23,607
全国	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559



治安情勢（重要犯罪の検挙率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察が認知した重要犯罪の件数のうち、検挙した件数の割合です。

・「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件をいう。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」、毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 72.7%(過去5年平均 66.2%)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 過去5年平均以上

<目標値設定の考え方>

犯罪認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものであるが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることを目指し、過去5年間の平均値よりも向上させることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 86.0%(過去5年平均76.6%)

<達成度合の分析>

迅速・的確な初動捜査をはじめ、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を大きく上回ったと考えられる。

●データ

重要犯罪の検挙率の推移

(単位:%、件)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全国	62.4	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9
北海道	64.6	65.5	65.4	68.2	72.7	67.1	84.1	75.5	88.1	86.0
過去5年平均	65.2	67.8	68.8	66.9	66.2	67.3	67.8	71.5	72.8	76.6
認知件数	523	472	532	559	444	493	397	351	328	301
検挙件数	338	309	348	381	323	331	334	265	289	259

基準値

実績値

